

< 論 説 >

日本における死刑の近年の動向

村 松 幹 二

本論考では、近年の死刑判決、死刑執行の動向について、作成した統計データベースを用いて論じる。本研究は、法・制度改正や死刑判決、死刑執行が犯罪に与える影響、なかでも犯罪抑止効果の実証分析を行う研究プロジェクトの一環である^{1,2}。法・制度改正や死刑判決、死刑執行の犯罪抑止効果を捉えるためには、近年の死刑判決、死刑執行の動向を把握し、その変化が、どのように犯罪動向に影響を与えたかを見る必要がある。そのため、本論考では、1章で影響を与える対象として凶悪犯罪、なかでも殺人と強盗致死の動向と、死刑判決数、死刑執行数、関連する法改正について論じる。2章では死刑判決と裁判期間について論じる。3章では死刑執行と判決確定から執行までの期間の動向について論じる。4章は結語である。

1. 凶悪犯罪の動向と法改正

本論考の目的である死刑判決、死刑執行の動

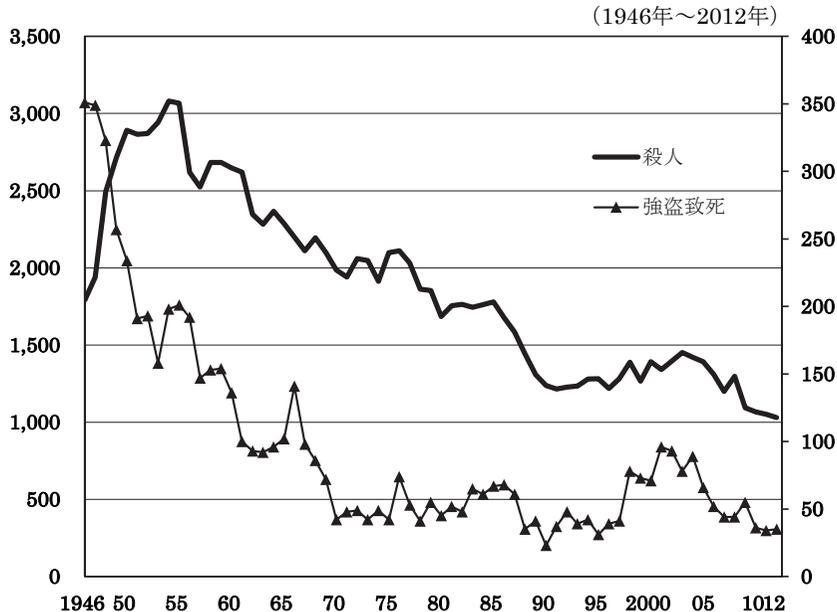
向との関連から、凶悪犯罪の範囲を死刑になりうる犯罪として殺人と強盗致死の認知件数の動向を検討する³。

図表1は未遂を含む殺人、強盗致死⁴の1946年から2012年までの認知件数(年次)を示したものである。殺人は、1954年の3081件をピークに90年頃の1200件台前半まで減少を続けたが、90年代から再び増加した。2003年の1452件をピークにその後は再び減少し、2009年以降は1100件を下回っている。強盗致死は、1946年の351件から1970年の42件まで減少し、その後は50件前後で安定していたが、1998年から増加した。2001年の96件をピークに、再び減少し、2010年以降は年間30件台となっている⁵。

このうち本論考では、考察の対象期間を1990年から2010年6月までとする。上で見たように1990年前後で殺人認知件数の傾向に違いがあるためである。また昭和から平成に変わる直前の1988年には、恩赦に関する期待から控訴を取り下げる等の影響があった^{6,7}。こ

-
- 1 本研究は、平成25年度駒澤大学特別研究助成に基づくものである。
 - 2 本研究を行うにあたり、駒澤大学特別研究助成の研究分担者である矢野浩一氏、鈴木伸枝氏から多くの協力とアドバイスを頂いた。またデータベースに使用した新聞記事資料の収集・整理に駒澤大学経済学部の相田雄介君、土居純季君、藤井貴大君、星野裕介君、山岡颯太君に協力を頂いた。
 - 3 死刑になりうる犯罪としては、殺人、強盗致死の他に、内乱罪や現住建造物等放火、強盗強姦致死、爆発物使用などがあるが、内乱罪は対象期間中適用がなく、また他の罪名の場合は、ほとんどは統計的には殺人、または強盗致死に計上されている。注9参照。
 - 4 故意犯である強盗殺人と強盗致死は、多くの警察データでは両者をあわせて「強盗殺人・致死」、犯罪白書等法務省データでは両者をあわせて「強盗致死」として示しており、これらのデータから両者を区別することはできない。本論考では、両者をあわせて「強盗致死」と表す。
 - 5 犯罪件数について分析する場合、認知件数や検挙件数などのデータは、罪名によっては警察、検察等の方針の変化により変動する可能性や、携帯電話等の普及による通報の増加の影響が指摘されている。犯罪統計については浜井浩一(2006)(2010)等を参照。しかし、今回の分析対象である殺人、強盗致死はいずれも重大犯罪であり、その認知件数についてはこれらの影響は小さいと考える。
 - 6 例えば、いわゆる「夕張保険金殺人事件」(事件日1984年5月5日、札幌地裁判決1987年3月9日)の被告2名は、1988年10月に控訴を取り下げた。その後「昭和天皇の死亡によって恩赦が受けられると誤信して、控訴を取り下げってしまった」として、控訴審再開の特別抗告を行ったが、1997年に最高裁は特別抗告を棄却した。

図表1 殺人・強盗致死認知件数



注1：平成25年『犯罪白書』CD-ROM資料1-2より作成。

注2：本文注4参照。

のため対象期間を1990年からとする。また、2010年後半からは裁判員裁判による死刑判決⁸が出されており、裁判官による死刑判決とは傾向が異なる可能性があるため、2010年6月までを対象期間とする。

図表2は、1990年から2010年までの死刑判決人数、死刑執行人数、無期懲役判決人数の年次データである。ただし、同一事件でも、複数の被告が同じ裁判で裁かれる場合も、別の裁判になる場合もあるため、判決数ではなく、死刑判決が下された人員数で示した^{9,10}。

地方裁判所の死刑判決人数は、死刑執行が行われなかった1990年から1992年の後の1993

年と1994年に一時的に増加したが、1990年代はおおむね10名以下である。一方、2000年～2007年まではいずれも年10名以上であり、1990年代と比較して多いことが分かる。

政治犯に対する判決・執行は他の犯罪者のものとは影響が異なる可能性があるため、図表2では対象期間中の判決のうちオウム真理教関連13名、連合赤軍2名、北海道庁爆破事件1名に関する判決を政治犯として区別して示した。

オウム真理教関連を含む政治犯の判決人数を除いた人数も合わせて示しているが、政治犯を除いても同様の傾向が見られる¹¹。以後は政治犯を含むデータについて考察する。なお分析期

7 また本論考を含むこの研究プロジェクトでは、死刑判決、死刑執行の報道の影響も考察する予定であるが、新聞報道の記事検索機能が整うのが90年以降であるためでもある。

8 2010年11月16日横浜地裁判決が裁判員による最初の死刑判決である。

9 対象期間に死刑判決を受けた者のうち1名は、罪名は殺人、強盗致死ではなく、爆発物取締罰則であるが、この人数も含めた数値である。

10 死刑判決については、差戻しにより死刑判決になった場合、差戻審の判決日を用いている。差戻しにより死刑判決が覆った場合には、原審の判決日を用いている。原審、差戻審ともに死刑のケースが対象期間中1名のみあった。この場合原審の判決日を用いているが、全死刑判決には原審、差戻審ともに参入しているため、1999年のみ全死刑判決人数が地裁と高裁と最高裁の死刑判決人数の合計より1名多くなっている。また犯罪白書記載人数より、地裁死刑判決人数が1名少なくなっている。

図表2 死刑判決人数・死刑執行人数・無期懲役判決人数

年	死刑判決人数(全判決)				死刑判決人数(政治犯を除く)				死刑執行 人数	無期懲役 判決人数
	地裁	高裁	最高裁	合計	地裁	高裁	最高裁	合計		
1990	2	3	7	12	2	3	7	12	0	17
1991	3	4	4	11	3	4	4	11	0	32
1992	1	4	4	9	1	4	4	9	0	34
1993	4	1	5	10	4	1	3	8	7	27
1994	8	4	2	14	8	4	1	13	2	45
1995	11	4	3	18	11	4	3	18	6	37
1996	1	3	4	8	1	3	4	8	6	34
1997	3	2	4	9	3	2	4	9	4	33
1998	7	7	5	19	6	7	5	18	6	47
1999	7	4	4	16	6	4	4	15	5	72
2000	14	6	3	23	9	6	3	18	3	69
2001	10	16	4	30	10	15	4	29	2	88
2002	18	4	2	24	16	4	2	22	2	98
2003	13	17	0	30	12	14	0	26	1	99
2004	14	14	13	41	12	10	13	35	2	125
2005	13	15	10	38	13	15	9	37	1	119
2006	13	16	16	45	13	13	16	42	4	99
2007	14	14	18	46	14	12	16	42	9	74
2008	5	13	8	26	5	13	7	25	15	63
2009	9	9	16	34	9	9	12	30	7	69
2010	4	3	7	14	4	3	6	13	2	46

- 注1 犯罪白書、検察統計年報より作成。2010年7月～12月分を含む。
 2 死刑執行人数については、筆者作成。作成方法については2章参照。
 3 本文注9、10参照。
 4 無期懲役判決人数については、強盗致傷、強姦致傷等の罪名による者も含んだ地裁判決言渡し人員である。

間中はこれらの政治犯の死刑執行は行われていない。

裁判期間の影響から高等裁判所の死刑判決人数は、地方裁判所から1、2年程度遅れて増加し、最高裁判所の死刑判決人数は、さらに3年程度遅れて増加している。

1990年から1992年まで死刑執行は行われなかった。その後1990年代と比較して2000年代前半は比較的執行数は少なく、2000年代後半は執行数が多いことが分かる。

対象期間中に、判決と犯罪に影響を与えうる法改正がいくつか行われている。

有期刑の上限の延長(2005年1月1日施行¹²⁾。2005年1月から有期懲役刑の上限が15年から20年に、併合罪の場合20年から30年に延長された。殺人罪の法定刑は死刑または無期懲役若しくは5年以上の懲役であるが、強盗致死の法定刑は死刑または無期懲役である。このため有期刑の上限の延長は、強盗致死の動向には直接には影響しないとも考えられる¹³。しかし有期刑の上限が延長されたことにより、病気等の理由を除き、無期懲役囚が仮釈放される可能性がある最短の年限が実質的に延びると予想される。これは無期懲役刑の内容の実質的厳罰化と考えることができる。これにより相対的に死刑

11 注15参照。

12 平成16年法律第156号「刑法等の一部を改正する法律」。

13 強盗致死で検挙されたものであっても、死刑または無期懲役刑にならない者が多数いる。その理由としては検挙段階以降の訴訟段階、裁判段階で罪名が変更された場合などが考えられる。このため、強盗致死認知件数に対しては有期刑の上限の延長も影響する可能性がある。

の効果が減少する可能性も考えられるが、全体として懲役刑、無期懲役の厳罰化による犯罪抑止効果があるとも考えられる。

時効の延長(2005年1月1日施行¹⁴)。2005年1月から殺人、強盗致死については時効が15年から25年に延長された。これにより殺人、強盗致死に関する犯罪抑止効果が考えられる。なお、これら2つの法改正は、同日に施行されているため、両者の影響を識別することはできない。

村松・ジョンソン・矢野(2015)¹⁵では、本論文と同じデータベースを使い、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所での月次死刑判決人数、月次死刑執行人数と殺人、強盗致死の月次認知件数のデータを用いて、死刑判決や死刑執行がこれらの犯罪件数に与える影響を分析し、またこれらの法改正が犯罪件数に与える影響を分析した。その結果、死刑判決人数や死刑執行人数が殺人、強盗致死の認知件数に影響を与えることは確認できなかったが、有期刑の上限の延長と時効の延長には犯罪抑止効果あり得ることは確認された。

時効の廃止(2010年4月27日施行¹⁶)。殺人、強盗致死については時効が廃止され、かつ、2010年4月27日までに公訴時効が完成していない罪については、すべて新法が適用された。

裁判員裁判(2009年5月21日施行¹⁷)。同法は2004年5月21日に成立、同年5月28日公布された。その後裁判員制度の整備がすすめられ、2009年8月に初の裁判員制度による判決が言い渡された。裁判員裁判による最初の死刑判決は2010年11月である¹⁸。

本章では、殺人、強盗致死の認知件数と判決数を中心にその動向を見てきた。1990年代後半から2000年代前半に殺人、強盗致死の認知件数は増加し、その後減少している。それに対応して判決数も変動していることがわかる。このため、死刑になる率は大きく変動していないと思われるが¹⁹、死刑になる率ではなく、死刑の実数が犯罪動向に与える可能性もある。前述したように村松・ジョンソン・矢野(2015)ではその影響を分析したが、死刑判決数、死刑執行数は、殺人、強盗致死の認知件数には影響は見られなかった。

では、死刑判決人数、死刑執行人数の変化は、裁判のあり方に変化をもたらしたのか、次章では、判決期間や執行までの期間の変化を見る。

2. 死刑判決の動向と裁判期間の変化

本章では、まず死刑判決・死刑執行に関して本研究のために作成したデータベースについて説明し、そのデータベースを用いることで分かった死刑判決の動向を解説する。

各裁判所の死刑判決人数については、年次データは司法統計年報に記載されているが、月次データは記載されていない。また、統計からは、どの高裁判決がどの地裁判決に対応するものかも、どの最高裁判決がどの高裁判決に対応するものかも分からない。

このため、今回のデータベース作りにおいては、まず、対象期間中の地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所それぞれでの死刑判決の判決日と裁

14 平成16年法律第156号「刑法等の一部を改正する法律」。

15 村松幹二、デビッド・ジョンソン、矢野浩一(2015)「日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止効果の実証分析」では、政治犯に関する判決を加えたデータによる分析と、政治犯に関する判決を除いたデータによる分析で結論に差がなかった。

16 平成22年法律第26号「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」。

17 平成16年法律第63号「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」。

18 村松・ジョンソン・矢野(2015)でも、本論文と同様に分析対象期間を2010年6月末までとしている。このため、時効の廃止と裁判員裁判の影響は分析していない。

19 死刑になる率を厳密に分析することは今回作成したデータベースからはできない。今回の調査では、地裁判決時期は特定したが、検挙時期、事件発生時期までの特定は行っていないためである。これらを調べることで、例えば、ある年にある罪名で検挙された者が死刑判決を言い渡される率を計算することも可能となる。今後の課題である。

判所、被告を特定し、また死刑執行日と被告を特定した。これらにより、対象期間（1990年1月1日から2010年6月30日）中にいずれかの裁判所で死刑判決が言渡された、または死刑執行が行われた被告を特定した。その総数は264名である。次にその264名について、対象期間以前の判決、対象期間以後2015年6月末までの死刑判決、死刑執行を特定した²⁰。地方裁判所で死刑以外の判決が言渡されている者に対して、上級審で死刑判決が言渡されるケースもあり、また地方裁判所で死刑判決が言渡されても、上級審で死刑以外の判決が言渡されるケースもあるが、これらも死刑判決の動向を見るためには必要なデータであるため、1度でも死刑判決が言渡された被告についてはすべてデータベースに含んでいる。このため、確定判決が死刑以外の者のデータも含まれる。

判決日の特定には、最高裁判所「裁判例情報」やLEX / DB判例データベースに判決日の記載されているものはそれを利用し、記載されていないものについては朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の複数の記事検索により判決日を特定した。また、裁判例情報や新聞記事検索により、被告を特定した²¹。各年の判決日データの合計数は、司法統計年報記載の年次データと一致している（2010年後半についても判決日を特定し年次データと一致している）。死刑執行についても複数の新聞記事検索により執行日と対象者を特定した。各年の死刑執行日データの合計数は、検察統計年報記載の年次データと一致している。

以下では、このデータベースを用いて、地裁判決時期を①1990～94年の5年間、②1995～1999年の5年間、③2000～2004年の5年間、④2005～2010年6月末までの5年半の4期に分けて、それぞれの期に地裁判決を受けた被告に関する、判決と死刑執行の動向を比較する。対象となる人数は全期間合計で195名であり、このうち178名は2015年6月末までに死刑判決が確定し、16名は無期懲役判決が確定している。1名は差戻審継続中である。

①1990年から1994年の5年間の地裁判決

対象となる被告人数21名である。

- ・うち3名は地方裁判所では無期懲役判決、そのうち2名は高等裁判所で死刑判決、1名は高等裁判所も無期懲役判決、最高裁判所が差戻し、差戻控訴審では死刑判決、最高裁判所でも死刑判決となっている²²。
- ・うち3名は地方裁判所では死刑判決だが、高等裁判所では無期懲役判決となり、3名とも最高裁判所には進んでいない。

死刑判決が確定した者は18名である（上告中に死亡した2名を含む）。

- ・うち2名は地方裁判所の死刑判決で確定した。
- ・うち2名は高等裁判所の死刑判決で確定した（ただし、2名とも上告中に死亡）。
- ・うち14名が最高裁判所に進み、死刑判決が確定した²³。

地方裁判所判決から高等裁判所判決までの期

20 264名のデータベース上、もっとも古い判決は、1993年に死刑執行された者に対する1974年3月29日の地裁判決であり、69名については1990年以前に地裁判決が言渡されている。

21 被告が少年の場合、被告名は報道されないケースもあるが、その場合、判決日、裁判所名から事件を特定した。

22 1997年2月4日高等裁判所無期懲役判決、1999年12月10日最高裁判所差戻判決、2004年4月23日差戻控訴審死刑判決、2007年10月4日最高裁判所死刑判決。データ上、差戻控訴審判決、最高裁判所判決を死刑判決数に入れた。1回目の高等裁判所判決から最高裁判所判決の期間が1039日、2回目の期間が1082日である。このため、2回の平均をとり、高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間は1060.5日の1回分として、他の判決期間と平均を計算した。ただし、高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間の最短としては、この1回目の1039日を示した。（2番目に短い判決期間も、同被告に対する2回目の最高裁判決までの1082日間である。これらを除いた3番目に短い判決期間は1367日である。）

間(対象者18名)²⁴

平均990.6日、最短331日、最長2491日。

高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間(14名)

平均1602.8日²⁵、最短1039日、最長1980日。

判決確定日に関して、地方裁判所と高等裁判所については、控訴、上告の期限である判決翌日から14日後、または控訴、上告の取り下げ日とし、最高裁判所については、判決日を判決確定日として計算した。

また、地方裁判所、高等裁判所がともに無期懲役判決、または高等裁判所、最高裁判所がともに無期懲役判決の場合、高等裁判所や最高裁判所でも判決までの期間が短くなる傾向が見られるため、判決期間の計算からは、これらのケースを除外したが、上級審が下級審と異なる判断をした場合、上級審の判決が死刑である場合も、他の判決である場合も判決期間に参入した。

18名中死刑執行された者は8名(2015年6月末現在)である。

② 1995年から1999年の5年間の地裁判決

対象となる被告人数33名である。

- ・うち5名は地方裁判所は無期懲役判決であったが、全員、高等裁判所では死刑判決となり、また最高裁判所でも死刑判決となっている。このうち1名は最初の地方裁判所で死刑、高等裁判所が差戻し判決。地方裁判所の差戻審で無期懲役になるも、その後の高等裁判所で死刑判決となり、最高

裁判所でも死刑判決となっている²⁶。

- ・うち1名は地方裁判所では死刑判決だが、高等裁判所、最高裁判所は無期懲役判決となっている。

死刑判決が確定した者は32名である(控訴、上告中に死亡した3名を含む)。

- ・うち2名は地裁判決で死刑確定(うち1名は控訴中に死亡)。
- ・うち3名は高裁判決で死刑確定(うち2名は上告中に死亡)。
- ・うち2名は、オウム真理教関係であり、2名とも死刑は執行されていない。
- ・対象となる被告33名のうち28名が最高裁判所に進み、27名死刑判決。1名無期懲役判決。

地方裁判所判決から高等裁判所判決までの期間(対象者31名)

平均1103.8日、最短227日、最長2610日²⁷。

高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間(27名)

平均1701.1日、最短1211日、最長2292日²⁸。

32名中死刑執行された者は9名(2015年6月末現在)である。

③ 2000年から2004年の5年間の地裁判決

対象となる被告人数79名である。

- ・うち10名は地方裁判所は無期懲役判決であったが、このうち9名は高等裁判所では死刑判決となっている。このうち1名は高

23 被告人死亡の場合、公訴棄却されるが、その場合には、公訴棄却前の判決を確定判決としてデータ上は扱っている。

24 地方裁判所、高等裁判所ともに無期懲役判決であった1名を除いたデータである。注22参照。

25 注22参照。

26 注27参照。

27 うち2名については、1997年3月28日地方裁判所死刑判決のあと、1997年9月29日高等裁判所から地方裁判所に差し戻された。これは、手続き上の不備が指摘されたものであり、地方裁判所判決から高等裁判所判決までの期間も185日と短い。その後、1999年6月23日に地方裁判所で差戻審判決があり、1名が死刑判決、1名が無期懲役判決となり、2001年6月14日に高等裁判所で2名とも死刑判決となっているため、地方裁判所差戻審判決から高等裁判所差戻審判決の期間を計上している。

28 地方裁判所では死刑判決であったが、高等裁判所、最高裁判所ともに無期懲役判決であった1名を除いた数値である。

等裁判所での無期懲役判決のあと、最高裁判所が差戻し判決。差戻控訴審は死刑判決となり、その後の最高裁判所でも死刑判決となっている²⁹。

- ・うち9名は地方裁判所では死刑判決だが、高等裁判所では無期懲役判決となっている。このうち4名は検察が上告せずに無期懲役判決が確定した。1名は上告中に病死したため無期懲役確定。最高裁判所に進んだ4名は最高裁判所で無期懲役が確定した。

死刑判決が確定した者は70名である（控訴、上告中に死亡した3名を含む）。

- ・うち8名は地裁判決で死刑確定（うち2名は控訴中に死亡）。
- ・うち4名は高裁判決で死刑確定。
- ・うち11名はオウム関連、10名は最高裁判所で死刑判決。1名は最高裁判所による特別抗告棄却で、高裁死刑判決が確定。いずれも執行されていない。
- ・対象となる被告79名のうち62名が最高裁判所に進み、58名死刑判決。4名無期懲役判決。

地方裁判所判決から高等裁判所判決までの期間（対象者70名）³⁰

平均795.2日、最短267日、最長1693日。

高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間（58名）³¹

平均1365.1日、最短791日、最長2022日³²。

70名中死刑執行された者は19名（2015年6月末現在）である。

④ 2005年から2010年6月30日の5年半の地裁判決

対象となる被告人数62名である。

- ・うち7名は地方裁判所は無期懲役判決であったが、全員高等裁判所では死刑判決となっている。このうち1名は最高裁判所が地裁差戻し判決。差戻し後の地方裁判所では無罪判決となり、その後の差戻控訴審継続中（2015年6月末現在）である。
- ・うち3名は地方裁判所では死刑判決だが、高等裁判所では無期懲役判決となっている。いずれも最高裁判所で無期懲役確定。

死刑判決が確定した者は58名である（控訴、上告中に死亡した3名を含む）。

- ・うち12名は地裁判決で死刑確定（うち2名は控訴中に死亡）。
- ・うち4名は高裁判決で死刑確定（うち1名は上告中に死亡）。
- ・うち42名は最高裁判所で死刑確定。
- ・うちオウム関連はない。

地方裁判所判決から高等裁判所判決までの期間（対象者50名）

平均521.1日、最短205日、最長1428日。

高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間（43名）³³

平均1217.0日、最短749日、最長1695日。

58名中死刑執行された者は14名（2015年6月末現在）である。

これらをまとめて、時期別の裁判期間の平均

29 2000年3月22日地方裁判所無期懲役判決、2002年3月14日高等裁判所無期懲役判決、2006年6月20日最高裁判所差戻判決、2008年4月22日差戻控訴審死刑判決、2012年2月20日最高裁死刑判決。データ上、差戻控訴審判決、最高裁判所判決を死刑判決数に入れた。1回目の高等裁判所判決から最高裁判所判決の期間が1559日、2回目の期間が1399日である。このため、2回の平均をとり、高等裁判所判決から最高裁判所判決までの期間は1479日の1回分として、他の判決期間と平均を計算した。

30 地方裁判所、高等裁判所とも無期懲役判決であった1名を除く。

31 高等裁判所、最高裁判所とも無期懲役判決であった4名を除く。

32 注29参照。

33 高等裁判所、最高裁判所とも無期懲役判決であった3名を除く。最高裁判所が差戻し判決であったものは含む。

図表3 裁判期間の推移

	地方裁判所判決時期			
	1990年～ 1994年	1995年～ 1999年	2000年～ 2004年	2005年～ 2010年6月
地方裁判所での判決から高等裁判所での判決までの平均期間	990.6日 (18名)	1103.8日 (31名)	795.2日 (70名)	521.1日 (50名)
高等裁判所での判決から最高裁判所での判決までの平均期間	1602.8日 (14名)	1701.1日 (27名)	1365.1日 (58名)	1217.0日 (43名)

注1：データベースより作成。データベース作成方法については、本文参照。

2：()内は対象となった被告人数である。

を見たものが図表3である。1990年～94年と比較して、95年～99年は、高等裁判所、最高裁判所とも裁判期間は延びているが、その後はいずれも高等裁判所、最高裁判所での裁判は短期化している。特に高等裁判所での裁判期間は1995年～1999年の平均1103.8日と比較して、2005年から2010年6月には平均521.1日と半分以下になっている。これは、無期懲役、死刑求刑事件などの裁判が増加したことに対応するため、1件あたりの審議期間を短くした、という可能性も考えられるが、裁判数が減少している2005年以降も裁判期間が短期化したことは、説明できない。1999年に司法制度改革審議会が設置され、すすめられてきた刑事司法制度改革、なかでも公判前整理手続などによる刑事裁判の迅速化の成果ということができよう。このような裁判の迅速化は裁判員制度のあり方と密接に関連しており、その影響については今後の精査が必要である。

3. 死刑執行の動向と死刑執行までの期間の変化

2章では地方裁判所での判決時期別に、判決期間の動向を見てきたが、事件によって、判決確定までの期間は様々である。本章では、死刑執行までの期間の動向を見るために、前章と同じデータベースを用いて、判決確定時期を①1990～94年の5年間、②1995～1999年の5年間、③2000～2004年の5年間、④2005～2010年5月末までの5年半の4期に分けて、それぞれの期に判決が確定したものに関する死

刑執行の動向を比較する。

なお、2章では、裁判の動向を見るため、控訴、上告中に死亡した者については、公訴棄却前の判決を確定判決として扱ったが、本章では、死刑執行までの期間を見るため、裁判中に死亡した者を除いた死刑確定囚の数を死刑判決確定数とする。

図表4は、判決確定日から死刑執行までの期間を、上記の4つの時期に分けてみたものである。死刑確定数は、1990年～94年と比較して、95年～99年にはやや減少したが、2000年から04年には再び増加し、2005年～2010年6月には86名とそれまでの期間の2倍以上に増加している。2004年までにはオウム真理教関連の死刑判決確定はなかったのに対し、2005年～2010年6月までにはオウム真理教関連の死刑判決確定が10名あったことも一因であるが、この10名を除いても、他の期間と比較して、2倍以上の死刑判決が確定している点も重要である。これに対応して、死刑執行数も2005年以降増加している。

死刑判決確定日から死刑執行日までの期間をみると、これらの期間を通じて大幅に短期化していることがわかる。ただし、いずれの期間においても執行されていない者が多くおり、今後これらの者の死刑執行が行われると、平均期間や最長期間は延びるために、これらの数値は暫定的なものである。このため死刑執行までの期間の分布を見ると、1990年～94年に判決が確定した者については、判決確定後2000日以内に執行された者はいないのに対し、2005年～2010年6月に判決が確定した者のうち27名が

図表 4 判決確定日から死刑執行日までの日数

	判決確定日			
	1990年～ 1994年	1995年～ 1999年	2000年～ 2004年	2005年～ 2010年6月末
死刑判決確定数	26	22	31	86
うち執行数	16	11	15	28
判決確定日から死刑執行日までの日数				
平均	3181.9日	3035.5日	1844.9日	1230.9日
最短	2460日	1568日	354日	678日
最長	5553日	6762日	2584日	2712日
500日以内	0	0	1	0
501～1000日	0	0	0	12
1001～1500日	0	0	5	9
1501～2000日	0	3	1	6
2001～2500日	1	3	7	0
2501～3000日	11	1	1	1
3001～4000日	1	1	0	0
4001～5000日	1	2	0	—
5001～6000日	2	0	0	—
6001日以上	0	1	—	—

注：データベースより作成。

データベース作成方法については、本文2章参照。

2000日以内に執行されている。図表2で見たように1990年～1992年には死刑執行は行われていないことも一因ではあるが、その点を考慮しても執行までの期間が短期化していることが分かる。

また、1990年～1999年に判決が確定した者については、判決確定後1500日以内に執行された者はいなかったが、2000年以降に判決が確定した者については、1000日以内に執行される者が増加し、特に2005年以降は執行までの期間が短期化していることが分かる。

4. 結語

報道等では、裁判期間の短期化、死刑執行までの期間の短期化は、いくつかの例示をもとに言われてきたが、今回の調査では1990年から2010年6月末までのすべての死刑判決をデータベース化することで、これらが数字として確かめられた。死刑判決人数、死刑執行人数の変動が犯罪に与える影響は、村松・ジョンソン・矢野(2015)等で分析したが、ここでは、このような裁判期間の短期化、死刑執行までの期間

の短期化の影響は考慮していない。これらが犯罪動向に与える影響は今後の課題である。また、犯罪動向以外にも短期化が与える影響を検証する必要があるだろう。

参考文献

- 浜井浩一編著(2006)『犯罪統計入門』日本評論社
 浜井浩一編著(2010)『刑事司法統計入門』日本評論社
 村松幹二、デビッド・ジョンソン、矢野浩一(2015)「日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止効果の実証分析」日本経済学会2015年度春季大会報告(新潟大学)